



## Tax & Legal Services Newsletter

### タイ

※本ニュースレターは、英文ニュースレターの翻訳版です。

日本語訳と[原文](#)（英文）に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

#### COVID-19 感染拡大防止に係る税制措置

タイ政府は、2020 年 6 月中に、以下のコロナウイルス感染症（以下：「COVID-19」）感染拡大防止に係る税制措置を公表しました。

- 2020 年 6 月 22 日付で公表された勅令第 700 号は、COVID-19 の治療、診断、又は予防に使用される物品に係る輸入 VAT を免税とする旨を規定しています。本勅令は、2020 年 3 月 1 日から 2021 年 2 月 28 日までの間にタイに輸入され、法人又はパートナーシップによって公立の医療施設や他の公立の機関、又は公共的な慈善団体に寄附された資産及び物品に係る法人所得税及び VAT を免税とする旨についても規定しています。その後、2020 年 6 月 23 日付で公表された勅令第 700 号の適用に関する規則を定めた歳入局

長通達は、法人所得税及び VAT が免税とされるタイへの輸入物品は保健省の関連通達で定められた物品に限られる旨を明らかとしています。

- 2020 年 6 月 22 日付で公表された勅令 701 号は、個人、法人及びパートナーシップが COVID-19 関連の問題解決を支援するために歳入局の電子寄附システムを利用して首相府事務次官室に対して行った寄附に相当する額を控除することを認めています。当該所得控除を適用する場合には、本勅令が規定する要件を充足することが求められます。
- 2020 年 6 月 18 日付で公表された財務省令第 366 号は、保健省が COVID-19 の監視、予防、管理、調査、治療に関連する業務に従事した者に支払った危険手当に係る 2020 年度の個人所得税を免税とする旨を規定しています。当該免税措置は、保健省が COVID-19 関連の医療及び公衆衛生コンサルティングを提供する従業員又は第三者機関に対して支払った手当についても適用されます。

## 環境関連税制

2020 年 6 月 22 日付で公表された勅令第 694 号は、タイ温室効果ガス管理機関に登録されたタイ自主削減プログラムに基づき、法人及びパートナーシップがタイ国内でカーボンクレジットの販売から生じた所得に係る法人所得税を免税とする旨を規定しています。当該免税措置は、歳入局長通達が明らかとする基準、手順及び条件に従って申告することにより、3 会計年度にわたって継続適用されます。

さらに、2020 年 6 月 22 日付で公表された勅令第 702 号は、法人及びパートナーシップに対して生分解性プラスチック製品の購入金額の 25%相当額の追加控除を認めています。当該追加控除は、2019 年 1 月 1 日から 2021 年 12 月 31 日までの間に支払われた購入金額に遡及適用されます。

## 寄附金控除

タイ政府は、2020 年 6 月 22 日付で、以下の一定の寄附金控除に係る勅令を公表しました。

- 勅令第 696 号は、個人、法人及びパートナーシップが歳入局の電子寄附システムを利用して行ったタイスポーツ局、地方スポーツ団体及び地方スポーツ協会に対する寄附金額の 200%相当額を控除する旨を規定しています。当該寄附金控除の適用対象は、スポーツ機器の調達、トレーニング、競技会等に使用される目的で行われた寄附に限られます。本勅令は、寄附目的で行われた資産の譲渡、物品の販売及び契約に係る個人所得税、法人所得税、VAT 及び印紙税を免税とする旨についても規定しています。当該寄附金控除は、2019 年 1 月 1 日から 2019 年 12 月 31 日までの間に行われた寄附に遡及適用されます。
- 勅令第 699 号は、法人及びパートナーシップが Industry 4.0 の促進と人員支援を目的として教育機関によって設立されたセンターに対して Industry 4.0 自動化システム関連の機械、備品及びコンピュータープログラムを寄附した場合、法人所得税法上で控除する旨を認めています。当該寄附金控除の内容は、以下のとおりです。

- (1) 法人所得税法上の控除額は、上記センターに寄附された一定の資産の額
  - (2) 法人所得税法上の追加控除額は、上記(1)に基づく寄附金額
  - (3) 上記(2)の追加控除額は、勅令で規定される法人の所得に対する割合により算出された金額を上限
- (1)、(2)及び(3)の控除額計は、法人の所得の 10%又は 100 百万 THB のいずれか低い方の金額を上限とします。

本勅令は、法人及びパートナーシップが寄附目的で行う資産の譲渡、物品の販売、契約に係る法人所得税、VAT 及び印紙税についても免税とする旨を規定しています。当該控除及び減免は、歳入局長通達が明らかとする基準、手順及び条件に従って申告することにより、2020 年 1 月 1 日から 2020 年 12 月 31 日の間に行われた寄附に対して遡及適用されます。

- 勅令第 706 号は、個人、法人及びパートナーシップが歳入局の電子寄附システムを利用して行ったタイ赤十字社に対する寄附金額の 100%相当額を追加控除する旨を規定しています。さらに、本勅令は、タイ赤十字社に対する資産の譲渡及び物品の販売に係る個人所得税、法人所得税、VAT 及び印紙税を免税とする旨についても規定しています。当該追加控除及び減免は、2020 年 1 月 1 日から 2022 年 12 月 31 日までの間に行われた寄附に対して遡及適用されます。

## 経済及び投資促進税制

タイ政府は、2020 年 6 月 22 日付で、以下のタイ国内の経済と投資を促進するための税制措置を含む勅令を公表しました。

- 勅令第 693 号は、経済特別開発区（Special Economic Zone：以下「SEZ」）に事業所のある法人及びパートナーシップが SEZ で使用される物品の製造及びサービスの提供から得た所得に係る法人所得税率を 20%から 10%に軽減する旨を規定しています。当該軽減税率は、10 会計年度にわたって継続適用されます。法人及びパートナーシップは、2020 年 6 月 23 日から 2020 年 12 月 31 日までの間に歳入局に当該税制を適用する旨の登録を行うこと等の本勅令が定める適用要件を満たす必要があります。
- 勅令第 695 号は、法人及びパートナーシップによる機械設備への投資額（現状を維持するための修理に要する金額を除く）の 150%相当額の追加控除を認めています。当該追加控除は、歳入局長通達が明らかとする基準、手順及び条件に従って申告することにより、2020 年 1 月 1 日から 2020 年 12 月 31 日までの間に行われた投資に対して遡及適用されます。
- 勅令第 697 号は、法人及びパートナーシップが従業員のためにタイ国内で開催した研修セミナー関連費用（セミナールーム、宿泊施設、交通費、又は旅行代理店に支払われた報酬費用等）の額の 100%相当額の追加控除を認めています。当該追加控除は、2020 年 1 月 1 日から 2020 年 12 月 31 日までの間に支払われた経費に対して遡及適用されます。

- 勅令第 698 号は、ホテル事業を運営する法人及びパートナーシップが事業に関連する資産の増築、修繕、拡張、又は改善に要する費用の額（現状を維持するための修理に要する金額を除く）の 150%相当額の追加控除を認めています。当該追加控除は、2020 年 1 月 1 日から 2020 年 12 月 31 日までの間に支払われた経費に対して遡及適用されます。

## 石油所得税に関する財務省通達

財務省は、石油所得税に関する以下の通達を公表しました。

- 2020 年 6 月 11 日付で公表された石油所得税に関する財務省通達第 1 号は、石油所得税の計算目的で機能通貨として使用できる通貨の一覧を明らかにしています。
- 2020 年 6 月 10 日付で公表された石油所得税に関する財務省通達第 2 号は、石油所得税の計算目的でタイ国通貨以外の通貨を機能通貨として使用することを希望する法人は、会計原則に従って会計帳簿を作成することの他、石油所得税に関する財務省通達第 1 号で明らかとされている機能通貨として使用できる通貨の一覧に当該使用を希望する通貨が含まれていることを会計監査人が証明する必要がある旨等を明らかにしています。

**Anthony Visate Loh**

**International Tax & Legal**

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40112

Email: aloh@deloitte.com

**Mark Kuratana**

**Global Employer Services**

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40125

Email: mkuratana@deloitte.com

**Chairak Trakhulmontri**

**Transfer Pricing**

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40157

Email: ctrakhulmontri@deloitte.com

**Stuart Simons**

**Transfer Pricing**

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40135

Email: ssimons@deloitte.com

**Darika Sophonawat**

**Business Tax (Tax Compliance)**

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40115

Email: dsophonawat@deloitte.com

**Thirapa Glinsukon**

**Business Tax (Tax Compliance)**

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40159

Email: tglinsukon@deloitte.com

**Dr. Kancharat Thaidamri**

**Transfer Pricing**

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40118

Email: kthaidamri@deloitte.com

**Nu To Van**

**Indirect Tax (Customs & VAT)**

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40163

Email: ntovan@deloitte.com

**Korneeka Koonachoak**

**Business Tax (Value Chain Alignment)**

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40122

Email: kkoonachoak@deloitte.com

**Wanna Suteerapornchai**

**Business Tax (M&A)**

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40144

Email: wsuteerapornchai@deloitte.com

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited ("DTTL"), its global network of member firms, and their related entities (collectively, the "Deloitte organization"). DTTL (also referred to as "Deloitte Global") and each of its member firms and related entities are legally separate and independent entities, which cannot obligate or bind each other in respect of third parties. DTTL and each DTTL member firm and related entity is liable only for its own acts and omissions, and not those of each other. DTTL does not provide services to clients. Please see [www.deloitte.com/about](http://www.deloitte.com/about) to learn more.

Deloitte Asia Pacific Limited is a company limited by guarantee and a member firm of DTTL. Members of Deloitte Asia Pacific Limited and their related entities, each of which are separate and independent legal entities, provide services from more than 100 cities across the region, including Auckland, Bangkok, Beijing, Hanoi, Hong Kong, Jakarta, Kuala Lumpur, Manila, Melbourne, Osaka, Seoul, Shanghai, Singapore, Sydney, Taipei and Tokyo.

**About Deloitte Thailand**

In Thailand, services are provided by Deloitte Touche Tohmatsu Jaiyos Co., Ltd. and its subsidiaries and affiliates.

This communication contains general information only, and none of Deloitte Touche Tohmatsu Limited ("DTTL"), its global network of member firms or their related entities (collectively, the "Deloitte organization") is, by means of this communication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser.

No representations, warranties or undertakings (express or implied) are given as to the accuracy or completeness of the information in this communication, and none of DTTL, its member firms, related entities, employees or agents shall be liable or responsible for any loss or damage whatsoever arising directly or indirectly in connection with any person relying on this communication. DTTL and each of its member firms, and their related entities, are legally separate and independent entities.

© 2020 Deloitte Touche Tohmatsu Jaiyos Advisory Co., Ltd.